

## 宮崎情報ハイウェイ 21 運営要綱

平成 14 年 8 月 21 日  
総合政策部情報政策課

### (趣旨)

第 1 条 宮崎情報ハイウェイ 21 (以下「ハイウェイ 21」という。)の運営に関する取扱については、この要綱の定めるところによる。

### (目的)

第 2 条 ハイウェイ 21 は、行政の情報化による事務の迅速化・効率化によって県民サービスの向上を図るとともに、都市と地方の情報通信格差の是正や学術・教育等の公共・社会サービスの推進を図ることを目的とする。

### (用語の定義)

第 3 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

#### (1) ハイウェイ 21

宮崎県 (以下「県」という。)が所有する光ファイバ心線 (以下「心線」という。)及びアクセスポイント (以下「AP」という。)並びに県及び県内全市町村を光ファイバケーブルで結ぶ高速・大容量の基幹線ネットワーク網をいう。

#### (2) ネットワークオペレーションセンタ (以下「NOC」という。)

ハイウェイ 21 を統括、管理するネットワークの中核施設をいう。

#### (3) AP

ハイウェイ 21 の使用のために設置する各種データ通信が可能な相互接続点であり、別表のとおり設置する。

#### (4) 帯域の使用

ハイウェイ 21 接続機器の設定により仮想的な専用線で接続する論理的ネットワークを構成して使用することをいう。

### (使用目的)

第 4 条 ハイウェイ 21 は、次の目的のために使用するものとする。

- (1) 県及び県内市町村の業務
- (2) 行政へのサービスの提供、もしくは行政施策への協力
- (3) 地域間の情報通信格差の是正
- (4) 学術・教育の振興等、公共・社会サービスの充実
- (5) その他、県が特に必要と認めるもの

### (使用者)

第 5 条 ハイウェイ 21 は、県及び市町村が使用できる他、ハイウェイ 21 の効果的な活用により第 4 条の目的を達成しようとする者で、役員等が暴力団又は暴力団関係者でなく、かつ第 6 条に定める手続により県の帯域使用等の許可又は心線貸付の決定 (以下「使用許可等」という。)を受けた者 (以下「使用者」という。)が使用できることとする。

(使用の手続)

第6条 ハイウェイ21の帯域の使用又は心線の使用については、この要綱のほか、次の各号に定める規程によるものとする。

- (1) 帯域の使用 宮崎情報ハイウェイ21帯域等使用許可要領
- (2) 心線の使用 宮崎情報ハイウェイ21光ファイバ心線貸付要領

(禁止行為)

第7条 前条に定める帯域又は心線及びその両方の使用にあたっては、次の各号に掲げる行為は禁止する。

- (1) 県における青少年の健全な育成に関する条例(昭和52年宮崎県条例第27号)及び県民の消費生活の安定及び向上に関する条例(昭和54年宮崎県条例第8号)その他の条例に違反する行為
- (2) 法令に基づき監督官庁等への届出、許認可等の手続が義務づけられている場合に、当該手続を履行せず、その他当該法令に違反する行為
- (3) 他人の情報を改ざんし、又は消去する行為
- (4) 他人になりすまして情報を不特定多数人に対して表示する行為
- (5) 他人の電気通信設備に無権限でアクセスし、又はその使用若しくは運用に支障を与える行為
- (6) 他人の著作権、商標権等の知的財産権及び他人の肖像権又はプライバシーを侵害する情報を不特定多数人に対して表示する行為
- (7) 他人を差別若しくは誹謗中傷し、又はその名誉を毀損する情報を不特定多数人に対して表示する行為
- (8) わいせつ又は幼児虐待に関する情報を不特定多数人に対して表示する行為
- (9) 無限連鎖講(ねずみ講)の取引を開設し、又はこれに勧誘する情報を不特定多数人に対して表示する行為
- (10) 有害なコンピュータプログラム等を提供し、又は使用する行為
- (11) 前各号のいずれかに該当する他人の各種データ・情報等へ当該行為を助長する目的でリンクを張る行為
- (12) その他法令又は公序良俗に反する行為

附 則

この要綱は、平成14年8月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年5月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年10月8日から施行する。

## 別表

A P の名称	所 在 地
(民間A P)	
宮崎A P	宮崎中央 i D C
延岡A P	旭化成ネットワークス i D C
(県A P)	
都城A P	宮崎県都城総合庁舎 都城市北原町 2 4 の 2 1
日南A P	宮崎県日南総合庁舎 日南市大字戸高 1 の 1 2 の 1
小林A P	宮崎県小林総合庁舎 小林市細野 3 6 7 の 2
日向A P	宮崎県日向総合庁舎 日向市中町 2 の 1 4
高鍋A P	宮崎県高鍋総合庁舎 児湯郡高鍋町大字北高鍋 3 8 7 0 の 1
西臼杵A P	宮崎県西臼杵支庁庁舎 西臼杵郡高千穂町大字三田井 2 2